

令和 2 年 3 月 18 日

郡 市 医 師 会  
担 当 理 事 殿

神 奈 川 県 医 師 会  
理 事 渡 邊 知 雄

新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等となった事業者  
に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり日本医師会より通知がまいりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会関係会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

事務担当：総務課 布川

電 話 045-241-7000

FAX 045-241-1464

E-mail e-nunokawa@kanagawa.med.or.jp



年税第74号

令和2年3月12日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会  
常任理事 小玉 弘之  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等となった事業者  
に対する福祉医療貸付事業の対応について (一部改正)

独立行政法人福祉医療機構は、新型コロナウイルス感染症により、施設自身の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合において対応すべく、医療貸付事業では、長期運転資金について通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を実施していましたが、この度、別添の通り、当該優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ及び貸付金の限度額等の更なる拡充が行われることとなりました。また、福祉貸付事業についても、経営資金についての優遇措置の拡充を行うこととなりました。

つきましては、医療・福祉関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

詳細は福祉医療機構にご相談ください。

なお、福祉医療機構のホームページ

( [https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/) )におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。





新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

福祉医療貸付事業における新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する経営資金（長期運転資金）及び既往貸付について、取扱いの一部を改正し、以下のとおり対応することとしました。

1. 貸付をご利用される方

当貸付事業の融資対象施設を運営している事業者の方であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方（中長期的に業況が回復することが見込まれる方）。

2. 貸付条件

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 3,000万円まで無利子 3,000万円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%
貸付金の限度額 (無担保貸付)	なし (6,000万円)

②医療貸付事業（長期運転資金）

	融資条件		
	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)		
貸付利率	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%		
貸付金の限度額 (無担保貸付)	7.2億円 (3億円)	1億円 (1億円)	4,000万円 (4,000万円)

※貸付利率は福祉貸付事業、医療貸付事業とも令和2年3月2日現在のものです。

3. 既往貸付に関するご相談の方

当面6か月間の元金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

【融資のご相談】	(東日本)	福祉医療貸付部	福祉審査課	融資相談係	TEL03-3438-9298
		福祉医療貸付部	医療審査課	融資相談係	TEL03-3438-9940
	(西日本)	大阪支店	福祉審査課	融資相談係	TEL06-6252-0216
		大阪支店	医療審査課	融資相談係	TEL06-6252-0219
(NPO 法人の方)	NPO リソースセンター		NPO 支援課	TEL03-3438-4756	
【返済のご相談】	顧客業務部		顧客業務課	TEL03-3438-9939	

